

都道府県・ 政令指定都市名	32 島根県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	政策企画局女性活躍推進課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 7 人、兼任 4 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	島根県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成15年6月3日 根拠: 島根県男女共同参画推進会議設置要領
長 の 役 職	政策企画局次長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	島根県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年6月1日
構 成 員	14 人 (女性 8 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第3次島根県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	島根県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月26日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:令和2年4月1日	2:令和2年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで	50 %		
根 拠	第3次島根県男女共同参画計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等に基づく審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(105)うち女性委員を含む審議会等数(105)	
			延総委員等数(1,546)延女性委員等数(730)	女性比率(47.2)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(65)	
			延総委員等数(1,100)延女性委員等数(499)	女性比率(45.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(36)	
			延総委員等数(711)延女性委員等数(314)	女性比率(44.2)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)	
			延総委員等数(75)延女性委員等数(15)	女性比率(20.0)
目標値以外の目標設定				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	395 人 (令和 2 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	(審議会等への女性の参画推進要綱に基づく事前協議の実施)		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

37-1 管理職の在職状況				調査時点コード			1:令和2年4月1日			3:その他:			
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	379	50	13.2	20	3	15.0	42	2	4.8	317	45	14.2
	うち一般行政職	322	49	15.2	19	3	15.8	31	2	6.5	272	44	16.2
支庁・地方事務所等	計	382	53	13.9	14	0	0.0	33	4	12.1	335	49	14.6
	うち一般行政職	267	22	8.2	9	0	0.0	23	3	13.0	235	19	8.1
全体	計	761	103	13.5	34	3	8.8	75	6	8.0	652	94	14.4
	うち一般行政職	589	71	12.1	28	3	10.7	54	5	9.3	507	63	12.4
(内数)	警察関係	91	6	6.6	0	0		15	0	0.0	76	6	7.9
	教育委員会	79	12	15.2	4	1	25.0	3	1	33.3	72	10	13.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	477	80	16.8	568	160	28.2
	うち一般行政職	373	74	19.8	388	148	38.1
支庁・地方事 務所等	計	687	195	28.4	882	242	27.4
	うち一般行政職	367	40	10.9	481	158	32.8
全体	計	1,164	275	23.6	1450	402	27.7
	うち一般行政職	740	114	15.4	869	306	35.2
(内数)	警 察 関 係	184	17	9.2	495	70	14.1
	教育委員会	108	58	53.7	137	74	54.0

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)
本庁	計	55	13	23.6	66	16	24.2	46	13	28.3
	うち一般行政職	51	13	25.5	49	15	30.6	29	12	41.4
支庁・地方事 務所等	計	55	11	20.0	75	18	24.0	91	30	33.0
	うち一般行政職	42	6	14.3	57	8	14.0	56	20	35.7
全体	計	110	24	21.8	141	34	24.1	137	43	31.4
	うち一般行政職	93	19	20.4	106	23	21.7	85	32	37.6
(内数)	警 察 関 係	8	2	25.0	24	2	8.3	36	4	11.1
	教育委員会	8	1	12.5	9	7	77.8	9	6	66.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎				
補佐級	○		○			○	◎				
係長級	○		○			○	◎		○		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験	917	89	9.7
昇 格 試 験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	283	113	39.9
うち 上級	162	58	35.8
うち一般行政職	140	56	40.0
うち 上級	109	44	40.4
うち警察関係	66	16	24.2
うち 上級	42	11	26.2

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	島根県立男女共同参画センター		愛称・通称	あすてらす	
設置年月日	平成11年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：694-0064 住 所： 島根県大田市大田町大田イ236番地4 電話番号：0854-84-5500 FAX番号： 0854-84-5589 ホームページ：http://www.asuterasu-shimane.or.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 公益財団法人しまね女性センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(島根県が公益財団法人しまね女性センターに委託)				
職 員 数	常勤 9 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度 53,965	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ、広報等を活用した情報発信、広報啓発) ○ 2. 講座(主な事項： 学生向け講座、地域向け講座、男女共同サポーター養成講座、スキルアップセミナー(ステップアップ編・スキルアップ編、レベルアップ編、交流会)、育休復職等に関するセミナー、女性リーダー育成事業) ○ 3. 相談事業(主な事項 県民、市町村等からの男女共同参画に関する相談対応) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリーの運営、ホームページ等を活用した情報提供) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 島根県男女共同参画推進に係るフェスティバル開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 研修講師派遣、女性ファンド事務受託等)				
男女共同参画・女性に関するもの					
※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益信託しまね女性ファンド		基金・基本財産額	255,841	千円
設置年月日	平成4年6月24日	出資者	島根県ほか		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: しまね女性会議	加盟団体数	14	
				会 員 数	団体	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 (内容 : 市町村条例、計画策定(改訂)支援、相談窓口	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容: 女性職員を対象とした年齢・所属を超えた交流と、いきいきと働くことができる環境づくりを話し合う意見交換会を実施

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	140,511	373,204	R2に健康福祉部、商工労働部から予算移管あり
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.08 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	43,983	1,000	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容: ○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○		
	⑬ その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	しまね子育て応援企業認定制度(2・7・8・10・12)、「しまね女性の活躍応援企業」登録制度(2・12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	プレミアムこころカンパニー表彰(12)、「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	しまね働く女性きらめき応援会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	しまねの男女共同参画年次報告
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの: ○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画推進月間	県の男女共同参画月間に合わせた広報、関連イベント(あすてらすフェスティバル)等を6月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため11月に延期予定		6月 → 11月に延期
・ 女性活躍・働き方改革推進フォーラム	学生取材による企業の取組みの事例紹介や女性活躍を進めていくためのフォーラム開催		年1回
・ イクメン推進事業	男性の家事・育児への参画促進のために「家事手帳」「育児手帳」配布やポスター作成などによる啓発		通年
・ 活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業(社会全体の機運醸成)(企業に向けた情報発信・普及啓発)	鳥取県と連携してワーク・ライフ・バランスの実践につながる「家事シェア」や「男性の家事・育児・介護参画」「多様で柔軟な働き方」を当たり前のこととして捉え、応援する機運を醸成することを目的に啓発を実施		11月
2. 表彰 ・ 「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰	「しまね女性の活躍応援企業」の登録企業の中から、特に他の企業の模範となるような優れた取り組みを行っていると認められる企業を表彰	5社程度	年1回(冬頃)
・ しまね働く女性きらめき大賞	企業でいきいきと活躍し、働く女性のロールモデルとなる女性を表彰	5名程度	年1回(冬頃)
・ プレミアムこころカンパニー知事表彰	こころカンパニー認定企業のうち、育休取得率や時間外勤務の削減等の実績に優れた企業を表彰	10社程度	年1回(冬頃)
3. 講座 ・ 地域に向けた男女共同参画推進事業	男女共同参画への理解を地域へ広げるため、市町村及び男女共同参画サポーターと協働で企画・運営する講座を開催	30～50人／回	通年(県内4カ所で各1回の計4回)
・ 若者に向けた男女共同参画推進啓発事業	男女共同参画の視点を持って将来設計、就職活動、社会参画等をしていくための、学生を対象とした出張講座を開催する予定にしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため前期(2回分)は延期(第1回については、県立大学浜田キャンパスで開催予定。第2回は県立大学出雲キャンパスで9月開催予定)	100人／回	通年(県内4カ所で各1回の計4回) → 通年(県内27所で各1回の計2回)に変更
4. 相談事業 ・ 男女共同参画に関する相談	男女共同参画センター職員による一般相談、市町村からの計画策定等に関する相談		常設
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画年次報告	鳥根県男女共同参画計画に係る施策の進捗状況等をまとめて公表		冬頃
6. 苦情処理 ・ 鳥根県男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度	県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情への対応		随時
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画社会形成促進会議	行政、経済団体や女性団体などの関係団体、報道機関等による、男女共同参画に関する取組等についての情報交換、意見交換。必要に応じて開催する予定。	40団体	年1回
・ スキルアップセミナー	様々な分野で働く女性を対象とした、女性のスキルアップを推進するための参加型セミナー(ステップアップ編、スキルアップ編、レベルアップ編、交流会)	20人／カ所	5～2月頃
・ イクボスセミナー(意識編)	経営者を対象とした「イクボス」推進に係るセミナー	100人程度	年1回(秋頃)
・ イクボスセミナー(行動編)	企業の経営者や管理職を対象とした女性活躍等推進のための部下のマネジメント等に関わるセミナー	20人程度／回	年2回
・ 県内先進企業視察付きセミナー	女性活躍に取組む企業の視察付きセミナーの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(予定)	20人程度	年2回 → 中止(予定)
・ 女性の起業支援事業	働く意欲はあるが、育児・介護などの理由で自らの希望に添った働き方ができていない女性を対象に、多様な働き方の情報を提供するとともに、資格や経験を活かした起業をテーマとしたセミナー等を開催	80人程度(8回合計)	年8回
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 男女共同参画サポーター養成支援事業	地域で男女共同参画を推進する男女共同参画サポーター(県委嘱)に対する研修の実施、市町村との連携支援、活動発表の実施(7月に実施した資質向上研修については、オンライン形式での開催)	120人程度	通年(研修2回(4カ所)地域訪問3カ所程度)
・ 公益信託しまね女性ファンド	女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援		通年(年2回募集)
・ 一般事業主行動計画策定支援	労働者300人以下の企業等を対象に、計画策定を支援するアドバイザーを派遣		通年
・ 「しまね女性の活躍応援企業」登録制度	事業主行動計画等を作成し、女性活躍推進に取り組む企業を登録して魅力アップを支援		通年
・ こころカンパニー認定制度	事業主行動計画を策定し、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を認定して魅力アップを支援		通年
・ 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金	「しまね女性の活躍応援企業」「こころカンパニー」の登録認定企業を対象に、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる取組等に対して経費の一部を助成		通年(年3回程度募集)
・ 女性就労ワンストップ支援体制整備事業	県内での就労を希望する女性を対象とした相談窓口の設置(県内2カ所に設置)		通年
・ 仕事と子育て両立環境促進事業	出産後の復職支援や子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	島根県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	島根県議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		4
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1 1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成31年4月30日 ~ 令和5年4月29日
副	知	事	1 人 (女性 0 人、 男性 1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	72	29	40.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	29	40.8	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	2	11.1	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	職が指定されているため
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	職が指定されているため
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	職が指定されているため
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	9	90.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	職が指定されているため
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	24	9	37.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	11	9	81.8	
	2 国土利用計画地方審議会	15	8	53.3	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	27	11	40.7	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	29	14	48.3	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	20	9	45.0	
	7 精神医療審査会	32	14	43.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	29	13	44.8	
	10 准看護師試験委員会	14	8	57.1	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	22	9	40.9	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	8	57.1	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	6	42.9	
	15 国民健康保険審査会	9	6	66.7	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	11	6	54.5	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19 建築審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	20	10	50.0	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	10	5	50.0	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
	25 公害健康被害認定審査会	10	1	10.0	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	23	10	43.5	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	21	11	52.4	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	40	11	27.5	
	34 警察署協議会	91	40	44.0	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	3	50.0	
	37 都道府県国民保護協議会	75	30	40.0	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
	43 後期高齢者医療審査会	8	5	62.5	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	9	4	44.4	47を兼ねる
×	47 小児慢性特定疾病審査会				
	48 行政不服審査会	4	2	50.0	
	合 計	711	314	44.2	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	14	3	21.4	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	25	1	4.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	75	15	20.0	
	女性委員0の委員会数	1			